

同時発表：京都府警察本部

令和7年6月20日14時00分
近畿地方整備局
京都国道事務所
西日本高速道路(株)関西支社
京 都 市
亀 岡 市

国道9号老ノ坂地区^{おいのさか}他で防災訓練を実施します

～大雨等に伴う通行止めへ備え、京都府警察、西日本高速道路(株)関西支社、
京都市、亀岡市と連携して合同訓練を実施～

本格的な台風シーズンに備え、大雨等による通行止めの際、関係機関が連携して迅速に対応することを目的に、国道9号老ノ坂地区他で防災訓練を実施します。

京都国道事務所が管理する直轄国道や西日本高速道路(株)関西支社が管理する高速道路等では、大雨時等における異常気象時通行規制区間を設定し、通行車両の安全を確保するため、対象区間での連続雨量が規制雨量に達した場合、通行止めを行っています。

台風シーズンに備え、京都府警察本部、西日本高速道路(株)関西支社、京都市、亀岡市と合同で防災訓練を実施し、災害時における連携強化を図ります。

日 時：令和7年6月27日(金) 13時00分～16時00分
(遮断機操作時間 14時00分～15時00分(うち5～10分程度))

場 所：遮断機操作訓練 京都府京都市西京区大枝北沓掛^{きょうと にしきょうく おおえきたくつけちょう}町地先

内 容：国道9号が規制雨量に達した際の通行止めに伴う京都縦貫自動車道など周辺道路の管理者、警察、地域行政との情報伝達訓練、遮断機操作手順の確認を行います。

その他：本訓練に伴い、遮断機操作の際、国道9号老ノ坂地区で一時的に通行規制を行います。

現地取材は可能です。報道関係者で取材を希望される場合は、6月26日(木) 12時迄に「別紙－1」に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールでご連絡ください。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、京都府政記者クラブ、
京都市政記者クラブ、亀岡市役所市政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所

副 所 長 菅沼 幸江 (すがぬま ゆきえ)

保全対策官 吉川 賀庸 (よしかわ よしのぶ)

電話：075-354-8122 (管理第二課直通)

老ノ坂地区他防災訓練取材申込書

ふりがな ※必須	
① お名前 ※必須	
② ご所属（会社名）※必須	
③ ご連絡先（TEL） ※必須	
④ ご連絡先（MAIL）※必須	

[備考]

- ・複数名での取材を希望される方は、全員分のお名前、ご連絡先をご記入ください。

<ＦＡＸによる申し込み>

- ・送り状は不要です。６月２６日（木）１２時迄にＦＡＸをお願いします。
（送付先）ＦＡＸ ０７５－３５１－３４２６
- ・お手数ですが、ＦＡＸ送信後は、受信確認のため、下記の[受信連絡先]までご連絡ください。
[受信連絡先] 京都国道事務所 保全対策官（管理第二課）吉川
TEL ０７５－３５４－８１２２（管理第二課直通） 内線３０７

<メールによる申し込み>

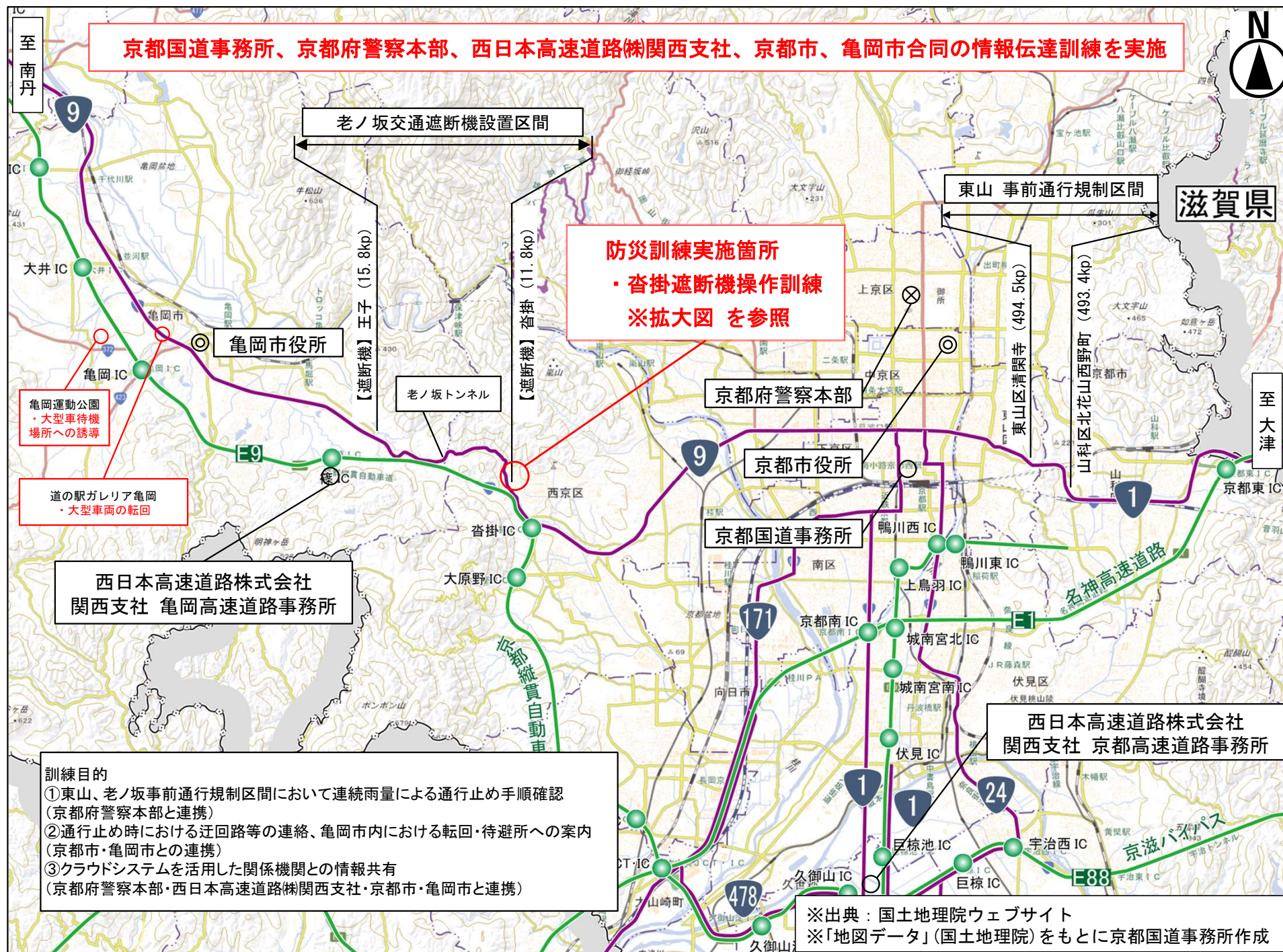
- ・以下の「取材事前登録先」まで、
① お名前、②ご所属（会社名）、③ご連絡先（TEL）、④ご連絡先（MAIL）を記入のうえ、
６月２６日（木）１２時迄にメールをお願いします。
- ・お手数ではございますが、メール件名に「老ノ坂地区他防災訓練 取材申込み」と記載ください。

[取材事前登録先]

○担当者

国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所
保全対策官（管理第二課）吉川 yoshikawa-y86zd@mlit.go.jp

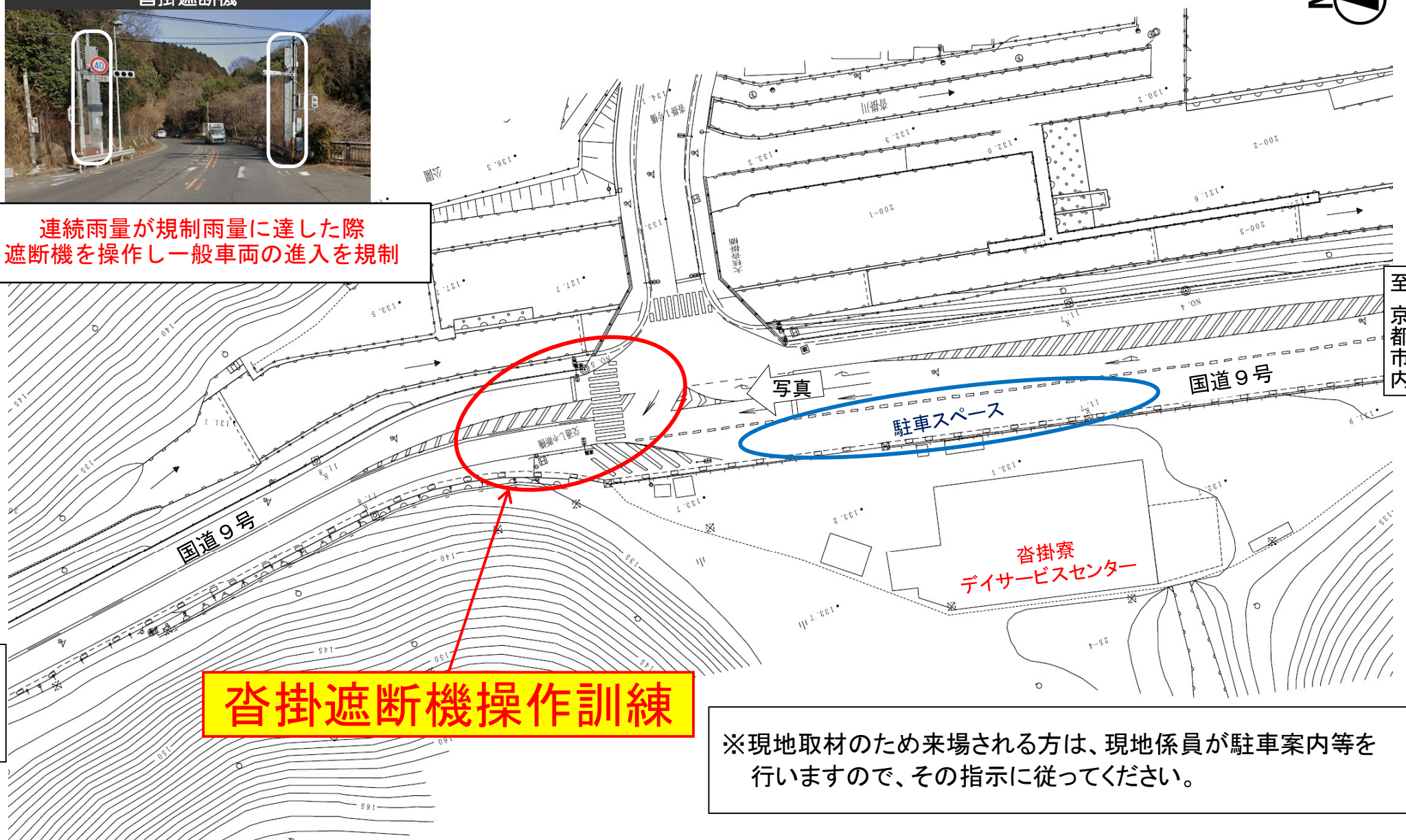
訓練全体図



国道9号（沓掛遮断機）防災訓練 拡大図



連続雨量が規制雨量に達した際
遮断機を操作し一般車両の進入を規制



沓掛遮断機操作訓練

※現地取材のため来場される方は、現地係員が駐車案内等を行いますので、その指示に従ってください。

◆異常気象時通行規制区間の概要◆

京都国道事務所では、大雨による自然災害から人命を守るため、当事務所の管理区間の内、以下の3箇所では異常気象時通行規制区間を設けています。

各区間に設置した雨量観測所で観測された連続雨量により段階的に注意体制、警戒体制を発令して対策にあたり、連続雨量が各区間の通行止雨量に達した場合、自然災害の危険性が高まると判断し、非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

【異常気象時通行規制区間】

路線名	区 間	延長（k m）	規制雨量（連続雨量；mm）
			通行止（非常体制）
1号	京都市山科区 ^{きたかざん} 北花山 ～東山区 ^{せいざんじ} 清閑寺（東山地区）	1. 1	230
9号	京都市西京区 ^{おおえくつけちょう} 大枝沓掛町 ～亀岡市 ^{しのちやうおうじ} 篠町王子（老ノ坂地区）	4. 7	230
9号	南丹市 ^{そのべちやうかみぎざきまち} 園部町上木崎町 ～船井郡 ^{きやうたんぱちやうしんみと} 京丹波町新水戸（観音地区）	4. 0	230

◆その他通行規制区間の概要◆

上記以外に集中豪雨等により冠水する恐れのある箇所があります。

冠水による通行規制区間は、以下の区間で設けており、段階的に注意体制、警戒体制を発令して対策にあたり、冠水水位が9cmに達した場合、非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

路線名	区 間	延長（k m）	規制雨量（冠水水位；cm）
			通行止（非常体制）
9号	京都市右京区 ^{さいいんつきそうちやう} 西院月双町～右京区 ^{さいいんくぼたちやう} 西院久保田町 （阪急京都線アンダーパス部）	0. 1	9cm

その他に、鉄道や道路と交差するアンダーパス部が3カ所あります。集中豪雨等による大雨時には冠水する恐れがありますので、道路情報板等の情報に注意して通行をお願いいたします。

路線名	区 間	延長（k m）
1号	京都市下京区（JR京都線アンダーパス部）	0. 2
9号	京都市西京区（千代原口交差点アンダーパス部）	1. 0
24号	京都市下京区（JR琵琶湖線アンダーパス部）	0. 3

京都国道事務所 異常気象時における通行規制区間

